

意見陳述

令和8年4月20日

原告 横山椋大

こんにちは。

原告の横山椋大と申します。私は今年26歳になります。

私が気候変動の問題に向き合うようになったのは、2019年、世界各地で山火事や大雨、台風などの気候災害が相次いだことがきっかけでした。そのとき私は、「これは遠い未来の話ではなく、私たち将来世代の問題だ」と強く感じました。

それ以来、この問題に学術研究や社会活動を通じて向き合ってきました。

本日、私が述べたいことは大きく二つあります。

一つ目は、スポーツや文化への影響です。

私は8歳からサッカーを始め、21歳まで続けてきました。

また長年に渡り母校のサッカー部で外部顧問として選手たちの指導に関わってきました。

今でも私にとってサッカーは、ただのスポーツではありません。人と人がつながり、仲間と喜びを分かち合い、人生を豊かにしてくれる文化、人生における豊かさそのものです。

しかし近年、環境は明らかに変わりました。私が小学生の頃、夏の気温は30度前後で、サッカーをしていても大きな支障はありませんでした。しかし現在は、35度を超える酷暑の中でプレーすることも珍しくありません。そのため、練習は早朝や夕方に限定され、試合では飲水タイムが設けられ、暑さ指数によって試合が中止されることも近年急激に増えました。子どもたち、そしてサッカーをこよなく愛する人たちが外で思い切り体を動かす機会そのものが、失われつつあります。

これはサッカーだけの問題ではありません。世界中の人々が熱狂する夏季オリンピックですら、気候変動の進行によって開催可能な地域が限られていく可能性が指摘されています。

気候変動は、私たちからスポーツという文化的権利を奪おうとしています。スポーツは人々を結びつけ、新しい絆を生み出す、人類共通の文化です。日本のスポーツ基本法でも、スポーツは「誰もが安全で健康な環境のもとで参加する機会が確保されるべきもの」とされています。

現在では気候変動によって、その前提となる環境が失われつつあります。これは、スポーツを楽しむ権利そのものの侵害であると私は危機感を募らせています。

二つ目は、日本の四季と文化への影響です。

私の実家は、代々魚屋を営んでいます。現在は弟が後を継ぎました。幸いなことに私は幼い頃から、旬の魚を楽しみ、四季の移ろいを感じながら暮らしてきました。

しかし近年、海の環境は大きく変化しています。温暖化の影響で魚の生息域が変わり、これまで当たり前だった「旬の魚」が、その季節に獲れなくなることが増えてきました。

日本人は古くから、四季の移ろいを大切にし、それを文化として育んできました。旬の食材を生かして自然の美しさを表現する和食も、その象徴の一つです。しかしもし、旬の食材が失われていくとしたら、和食という文化の根幹そのものが揺らぐことになります。

さらに、俳句の季語や、花見などの年中行事など、日本文化の多くは四季を尊ぶ文化です。気候変動は、こうした文化や精神性にも影響を与えています。

このように、気候変動は私たちの文化的な生活の基盤を揺るがしています。

それは単なる環境問題ではありません。私たちが健康で文化的な生活を営む権利、すなわち憲法が保障する生存権に関わる問題です。

私たち原告は、この裁判を通じて、温室効果ガスの大規模排出者である被告企業に対し、科学的根拠に基づく排出削減を求めています。被告企業は、日本の排出の中でも大きな割合を占めています。

だからこそ、被告らが変われば、日本の気候対策は大きく前進すると思います。私たちが願っているのは、特別なことではありません。子どもたち未来世代や私たち将来世代が安心してスポーツを楽しめる社会。日本の四季の豊かさを感じながら暮らせる社会。

そのような当たり前の未来を守りたいだけです。

気候変動をはじめとする環境問題は、不可逆性が高く、一度失われた自然や私たちの生活の基盤は、簡単には取り戻すことができません。日本ではこれまで、公害問題において、原因が早い段階で認識されていたにもかかわらず、企業が責任を認めず、政治・経済的な力によって対応が遅れた結果、被害が深刻かつ長期に及んできた歴史があり、環境問題は単なる科学の問題ではなく、政治経済学上の意思決定の問題が多くあります。

またその影響を受ける市民一人ひとりです。だからこそ我々の権利を守る最後の砦として、司法の役割は極めて重要であると考えます。

人間はこれまで多くの環境問題を引き起こし、同じ過ちを繰り返してきました。その過ちを再び繰り返し、将来世代にさらなる負担を残すことは、決して許されません。

その未来を守るために、被告並びに裁判官の方々にはどうかこの問題を真剣に受け止めていただきたいと思います。